

令和6年度 栗栖小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

- ・ いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。
- ・ 小規模校の特色を生かした縦割り班での週番活動などを通して、心のふれあいを深め、認め合い、助け合う中で、いじめのない良好な人間関係を育む。

2 いじめ防止対策組織

- ・ いじめ・不登校対策委員会…年 3 回実施（必要に応じ随時開催）
校長－教頭－教務主任－生徒指導担当－養護教諭－学級担任

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 人間尊重の精神、正義を愛する心、他人を思いやる心を育てる指導に努める。
- イ 縦割り活動や運動会、リレーマラソンなどの行事での異学年での集団活動を通して、人権尊重の精神や正義を愛する心を培い、他人の気持ちを思いやる心を育てる。
- ウ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育み、粘り強くがんばりぬく子を育てる。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 日常の態度・会話の様子、日記、家庭からの連絡ノートなどから、問題の早期発見に努める。
- イ 児童一人一人に目を配り、いじめや不登校の早期発見に努め、事実関係を正確に把握し、早期解決を目指す。
- ウ 児童へのアンケートや教育相談を定期的に実施（年2回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- エ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者・地域との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- オ 月末の職員打ち合わせで、いじめ認知に関わる情報共有の時間を設け、早期発見に努める。

(3) いじめに対する措置

- ア 問題が起こった場合、早急に対応できるよう、いじめ・不登校対策委員会で話し合い、共通理解を図って指導にあたる。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

4 重大事態への対応

- (1) 速やかに市教育委員会に報告する。
- (2) 重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (3) 調査結果を市教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置を講ずる。
- (4) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び、保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 毎月の月初めにいじめ認知に関する報告書を市教育委員会に提出する。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者に配付するとともに、学校ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。